

長野県競技力向上対策本部
スポーツ選手雇用に向けた企業の情報収集等業務委託仕様書（案）

1 業務名

長野県競技力向上対策本部 スポーツ選手雇用に向けた企業の情報収集等業務

2 業務の目的

信州やまなみ国スポでの天皇杯・皇后杯獲得と大会終了後も持続・定着できる競技スポーツの振興を目指し、企業の情報収集に加え、選手と企業を結び付けることによりアスリートが競技に打ち込める環境を整備する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務の内容

委託する事業の内容は次のとおりとする。

(1) 選手の就職先の候補となる企業の情報収集

県内に本店又は支店若しくは営業所があり、選手を雇用する可能性のある企業の情報を収集すること

(2) 企業の雇用条件の整理及び分析等

(1) の企業について以下の業務を実施すること

- ・選手を雇用するための条件等（勤務場所、勤務内容、勤務日数・時間、任期、給与、雇用したい競技種目等）の整理及び分析
- ・実際に選手を雇用した企業に対するヒアリング及びヒアリング結果の分析

5 成果物等

4 (1) で収集した情報及び4 (2) の実施結果について、委託業務完了後10日以内に委託業務完了報告書を作成し、エクセルデータで提出すること。なお、履行の途中であっても、必要に応じ、委託者は受託者に対して中間報告を求めることができるものとする。

6 情報の管理

受託者は、委託業務に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存すること。

7 再委託の禁止

再委託は、原則認めない。ただし、書面により対策本部の承諾を得た場合は、この限りでない。

8 報告及び検査

委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

9 個人情報の保護

受託者は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は個人情報保護のために必要な措置を講じること。

10 機密保持

受託者は、本業務により知り得た情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

11 損害賠償

委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、発注者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについては、この限りでない。

12 履行場所

国内全域

13 その他

- (1) 業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、業者選定時に提案した内容を遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定める。
- (3) 本業務の履行における成果物の所有権は、全て委託者に帰属するものとする。

14 担当

長野県競技力向上対策本部事務局

担当者：土屋、飯島（昭）

電話 026-235-7347（直通）

FAX 026-235-7476

E-mail kyogi@pref.nagano.lg.jp